



基調講演 資料



スケジュール・講師紹介／資料

10：05 基調講演：高良麻子氏
「ソーシャルワークの実践研究の意義と方法」

11：30 基調講演終了

講 師 紹 介



高良 麻子（こうら あさこ）

東京学芸大学教育学部社会科学講座教授

【経歴】

横浜国立大学教育学部教育学科卒業後、株式会社ビギ勤務。コロンビア大学大学院スクールオブソーシャルワーク修了後、在宅介護支援センター勤務。東京家政学院大学人文学部人間福祉学科助手を経て、現在、東京学芸大学教育学部社会科学講座教授。東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻修了、博士（ソーシャルワーク）。社会福祉士。

【主な著書】

『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル－「制度からの排除」への対処』（単著／中央法規、2017年）、『地域ケア会議運営ハンドブック』 地域ケア会議運営ハンドブック作成委員会編（編著／長寿社会開発センター、2016年）、『地域包括支援センター運営マニュアル－地域の力を引き出す地域包括ケアの推進をめざして－』 地域包括支援センター運営マニュアル検討委員会編（編著／長寿社会開発センター、2015年）、『独立型社会福祉士－排除された人びとへの支援を目指して－』（編著／ミネルヴァ書房、2014年）、『対論社会福祉学5 ソーシャルワークの理論』 日本社会福祉学会編（分担執筆／中央法規、2012年）等

公益財団法人 東京社会福祉士会
実践研究大会2017

ソーシャルワークの実践研究の意義と方法

東京学芸大学教育学部社会科学講座
高良 麻子

主な論文

「介護支援専門員のバーンアウトに関する研究—バーンアウト予防法としてのストレスマネジメントの検討—」『社会福祉実践理論研究』第13号、pp.25~37、日本社会福祉実践理論学会、2004年

「東京都の介護支援専門員におけるバーンアウトに関する研究」『社会福祉研究』第96号、pp.11~21、鉄道弘済会、2006年

「介護支援専門員におけるバーンアウトとその関連要因—自由記述による具体的把握を通して—」『社会福祉学』48巻1号、pp.104~116、日本社会福祉学会、2007年

「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して—」『学校ソーシャルワーク研究』第3号、pp.2~13、日本学校ソーシャルワーク学会、2008年

「福祉政策にもとづく制度から排除された人々への支援—独立型社会福祉士の実践を通して—」『社会福祉学』51巻1号、pp.3~17、日本社会福祉学会、2010年

「日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践」『社会福祉学』53巻4号、pp.42~54、日本社会福祉学会、2013年

「社会福祉士によるソーシャル・アクションの体系的把握」『社会福祉学』56(2)、p126~40、日本社会福祉学会、2015年

ソーシャルワーク研究とは

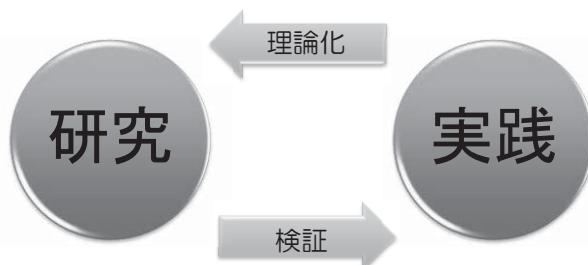
ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。」

ソーシャルワーク研究とは

ソーシャルワークに関する課題等を解明し（原因や因果関係等）、合理的な説明や課題解決に向けた方策等を試みる一連の作業

研究領域：理論研究、歴史研究、政策研究、実証・実践研究など



3
by 東京学芸大学 高良麻子

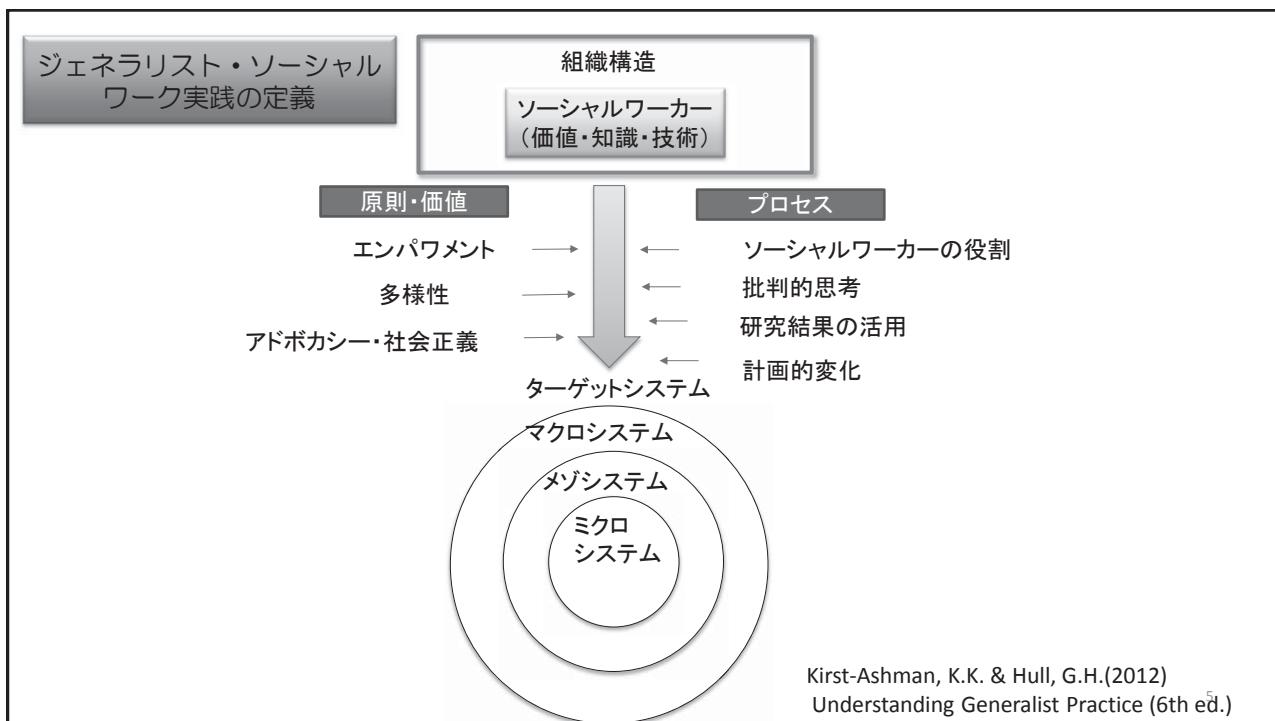
ソーシャルワーク研究における課題

理論と実践の乖離

- ・実践に活用できる研究成果の少なさ

- ・実践研究環境の欠如
- ・実践研究方法に関する知識や訓練の不足

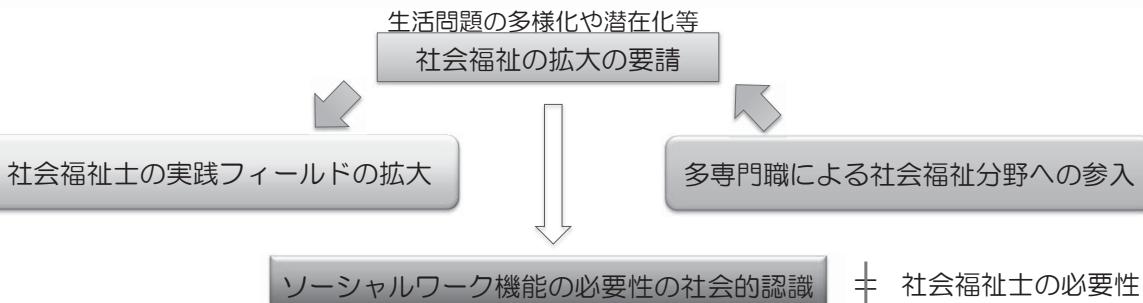
4
by 東京学芸大学 高良麻子



実践研究に伴う利点

1. ソーシャルワーカーが、自分の実践から一定の距離を置いて、客観的・体系的に実践の成果や課題およびその対処方法等を知ることができる。
2. ソーシャルワークの実践を可視化できることにより、組織や社会のソーシャルワークに関する理解が深まる。
3. ソーシャルワーク実践の質を維持および向上することで、クライエント、組織、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。
4. ソーシャルワーカーの実践環境の整備に寄与する。

実践研究が必要な社会的背景



「ソーシャルワークの機能については、社会福祉士に集約するだけではなく、他の専門職種や専門職以外の住民にも分散していくことも重要ではないか。」(社会保障審議会福祉人材確保専門委員会における主な意見)

ソーシャルワークの独自性

ソーシャルワーク実践の効果

7
by 東京学芸大学 高良麻子

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

第9回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会平成29年2月7日

- ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

地域共生社会の実現に必要な体制の構築
包括的な相談支援体制の構築

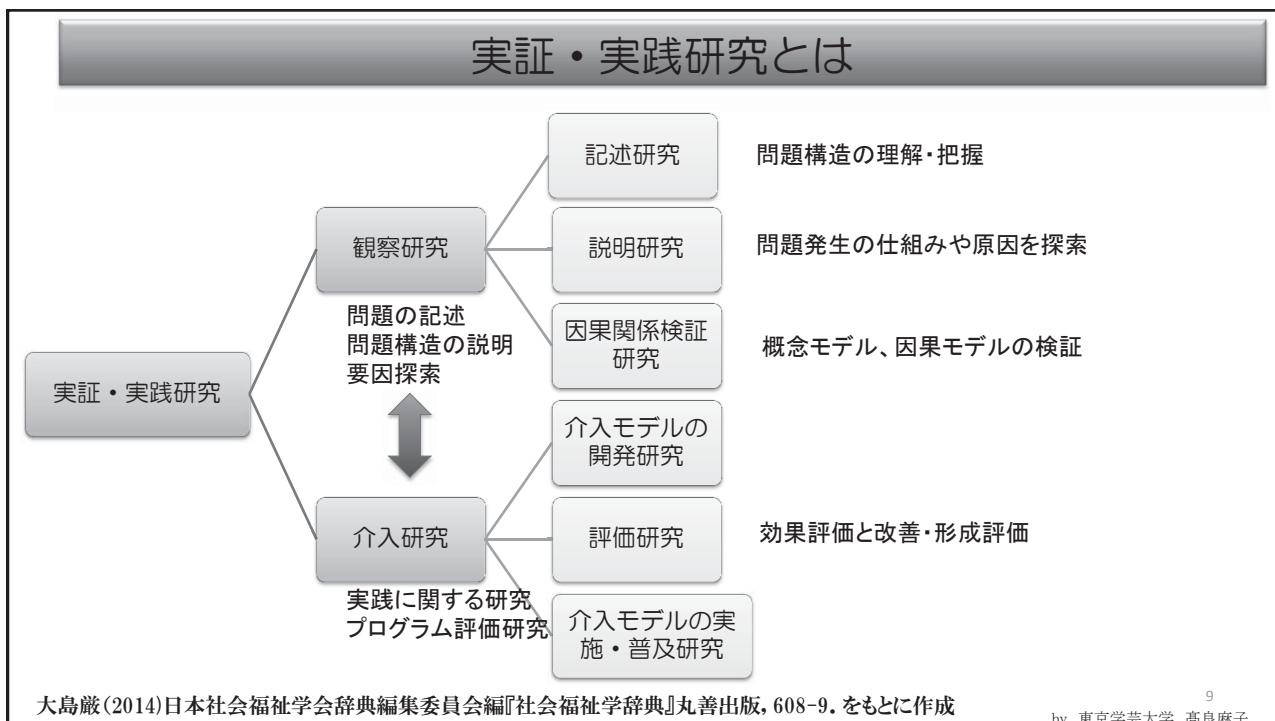
住民主体の地域課題解決体制

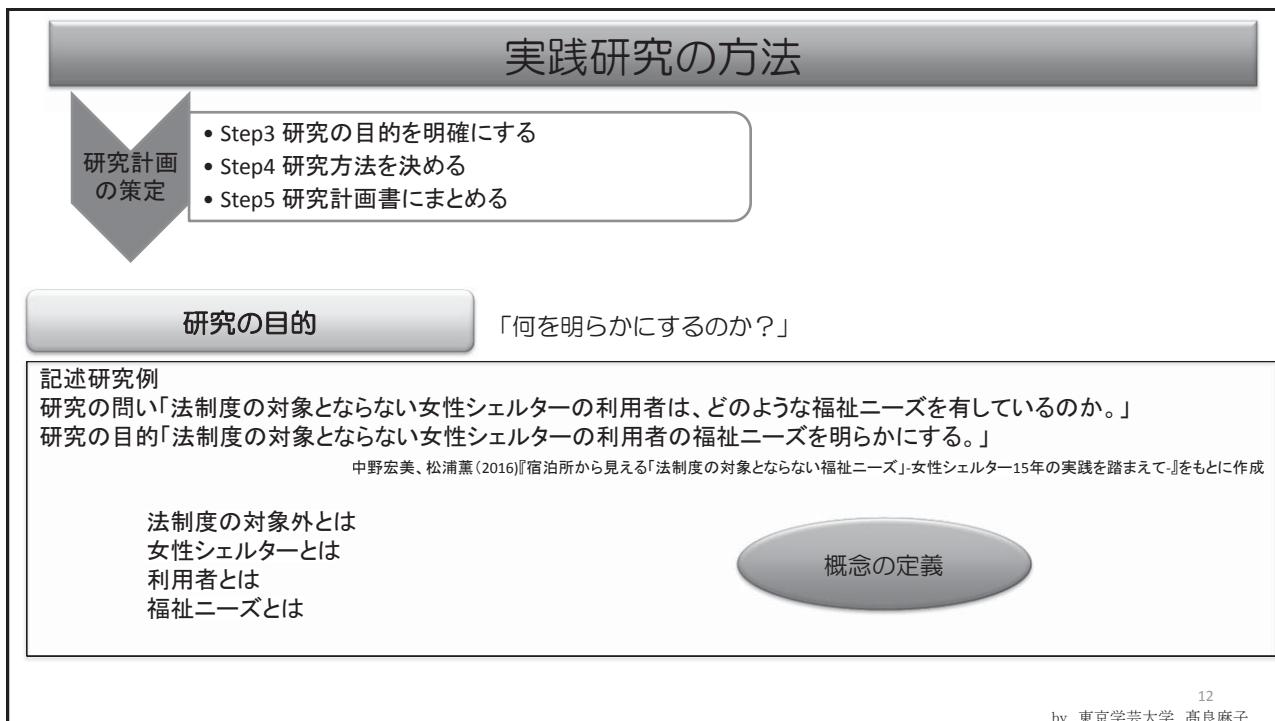
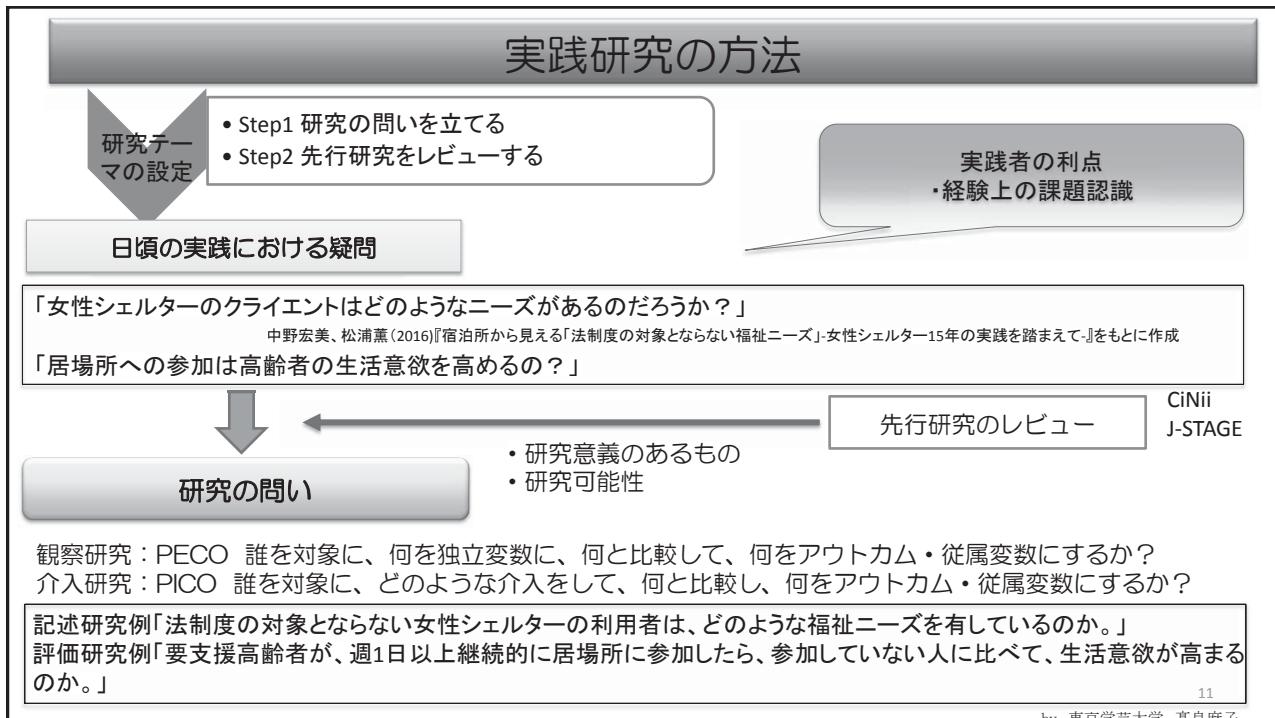
ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">支援が必要な個人や家族の発見地域全体の課題の発見相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント個人と世帯全体を取り巻く集団や地域のアセスメント問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制・地域づくり新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案地域アセスメント及び評価地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成・地域づくり情報や意識の共有化団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備人材の育成に向けた意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none">地域社会の一員であるということの意識化と実践化地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化地域住民のエンパワメント住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援担い手としての意識の醸成と機会の創出住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整地域住民と社会資源との関係形成新たな社会資源を開発するための提案包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進 |
|--|---|

5

8





実践研究の方法

研究計画の策定

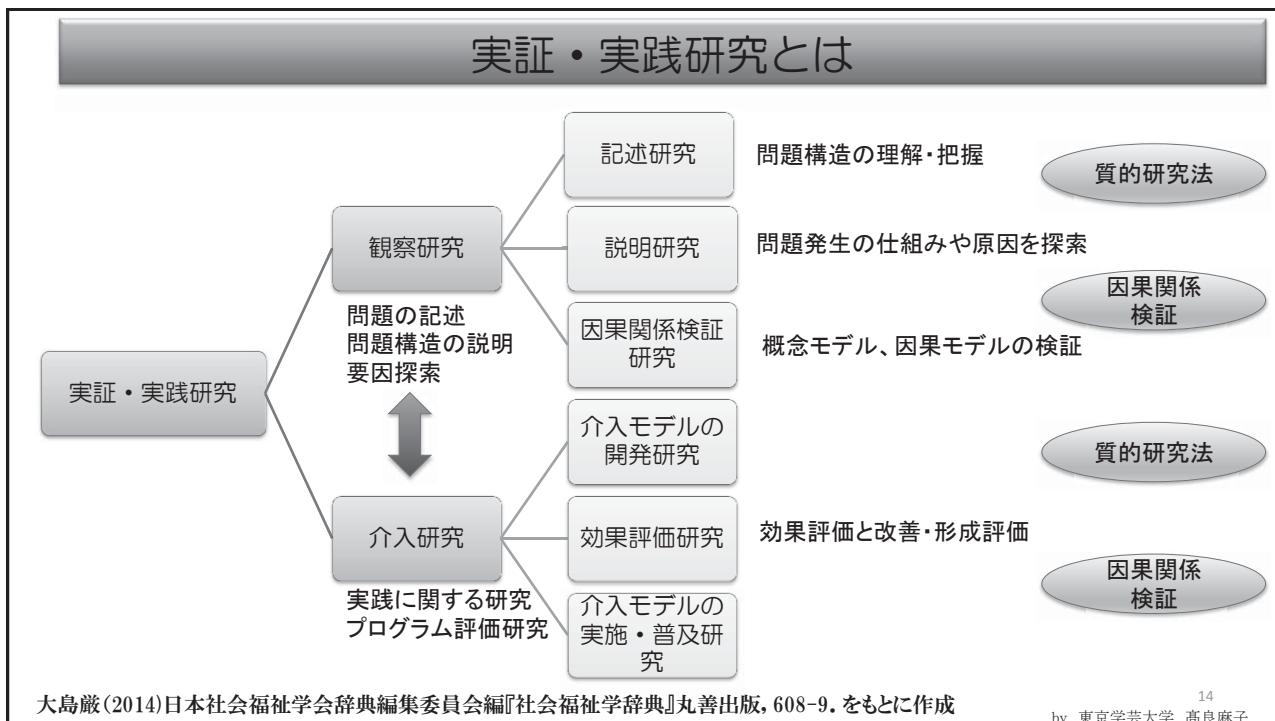
- Step3 研究の目的を明確にする
- Step4 研究方法を決める
- Step5 研究計画書にまとめる

研究の目的 「何を明らかにするのか？」

評価研究例
研究の問い合わせ「要支援高齢者が、週1日以上継続的に居場所に参加したら、参加していない人に比べて、生活意欲が高まるのか。」
研究の目的「要支援高齢者が、週1日以上継続的に居場所に参加したら、参加していない人に比べて、生活意欲が高まるなどを検証する。」
仮説「要支援高齢者が、週1日以上継続的に居場所に参加したら、参加していない人に比べて、生活意欲が高まる。」

要支援高齢者とは 週1日以上とは 継続的とは 居場所とは 参加していないとは 生活意欲とは	独立変数	従属変数
概念の定義		
生きがいスケール プレ・ポストの調査		

by 東京学芸大学 高良麻子



実践研究の方法

研究計画の策定

- Step3 研究の目的を明確にする
- Step4 研究方法を決める
- Step5 研究計画書にまとめる

実践者の利点

- 生のデータを収集できる環境
- 実践者とのネットワーク

研究方法

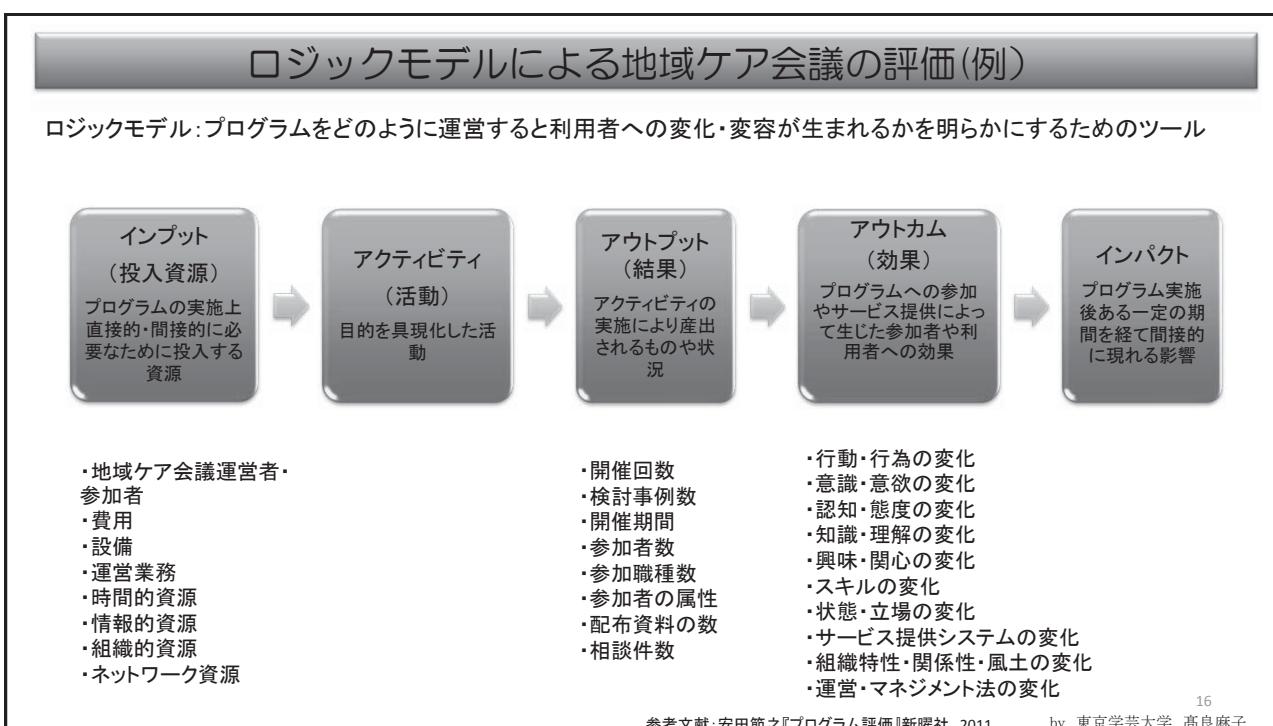
「研究目的を達成するために、どのような研究方法が最適か？」質的研究法？量的研究法？
 「研究対象は？」「抽出方法は？」無作為抽出？意図的抽出？など
 「データの収集方法は？」質問紙調査法？文献・記録調査法？インタビュー調査法？観察調査法？など
 「データの収集項目は？」
 「データの分析方法？」統計的分析？質的データ分析？事例分析？など

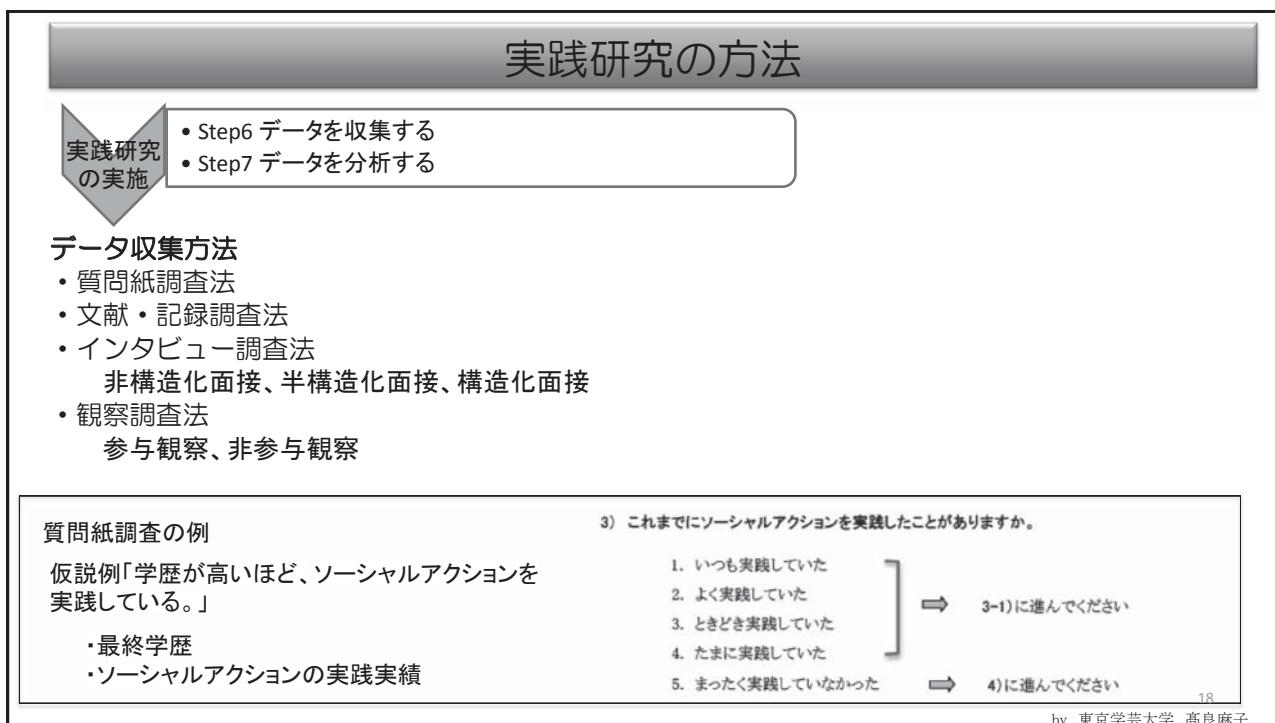
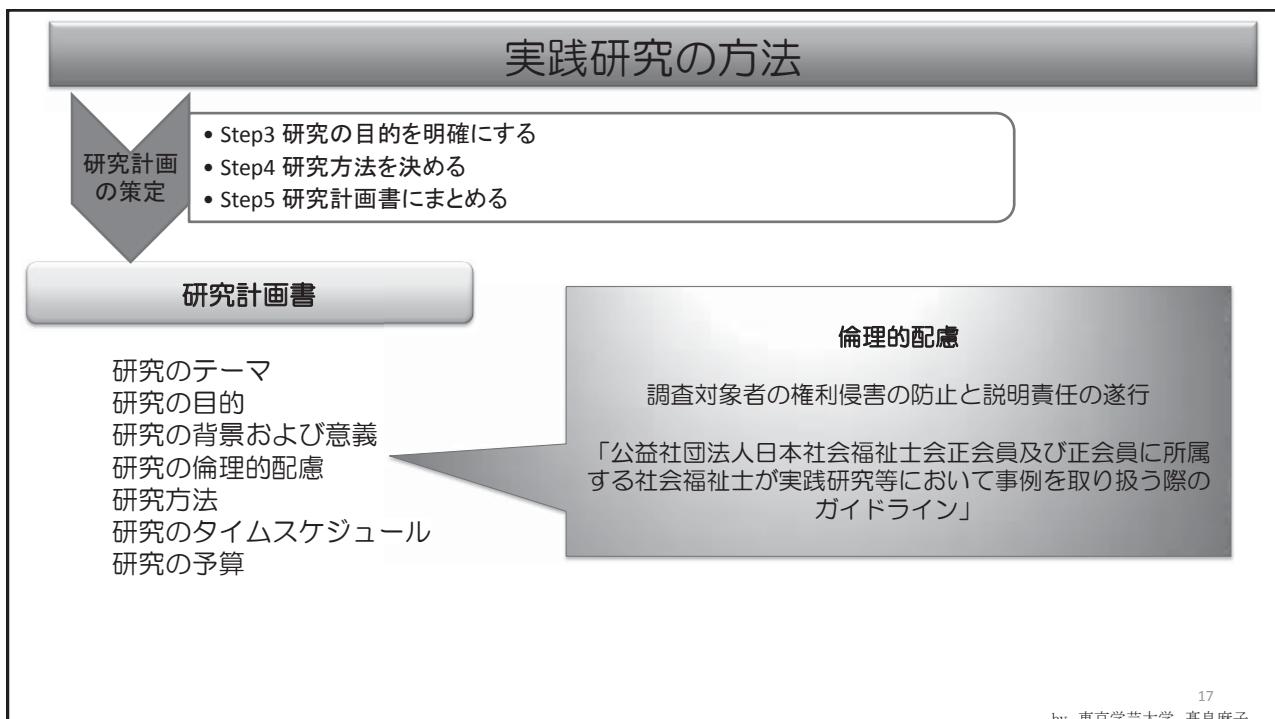
記述研究例「法制度の対象とならない女性シェルターの利用者の福祉ニーズを明らかにする。」

研究対象：2000年10月から2015年3月までの女性シェルターAの利用者 436名
 データ収集方法・項目：利用者ファイルの「入居前の居場所」「入居理由」「入居期間」「退所後の行き先」「入居中の支援」
 データ分析方法：統計的分析と質的データ分析

中野宏美、松浦薰(2016)『宿泊所から見える「法制度の対象とならない福祉ニーズ』-女性シェルター15年の実践を踏まえて-』をもとに作成

15 by 東京学芸大学 高良麻子





実践研究の方法

実践研究 の実施

- Step6 データを収集する
- Step7 データを分析する

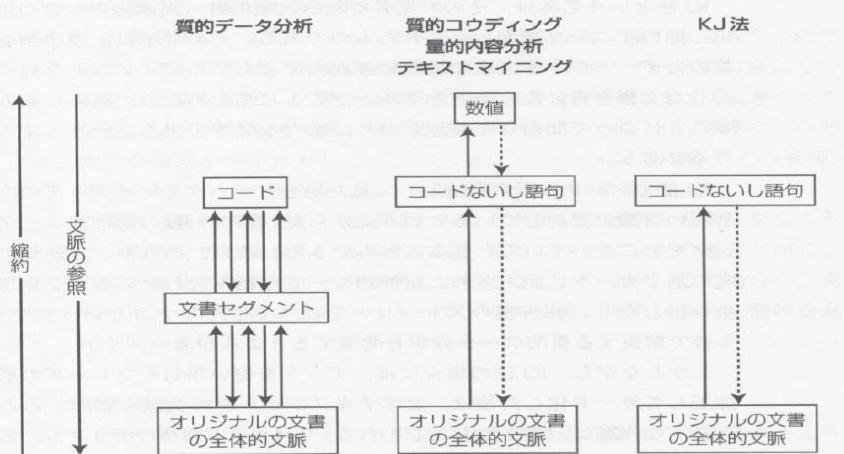


図 4-4 質的データ分析と4つの技法の違い

佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法:原理・方法・実践』新曜社. by 東京学芸大学 高良麻子 19

実践研究の方法

実践研究 の実施

- Step6 データを収集する
- Step7 データを分析する

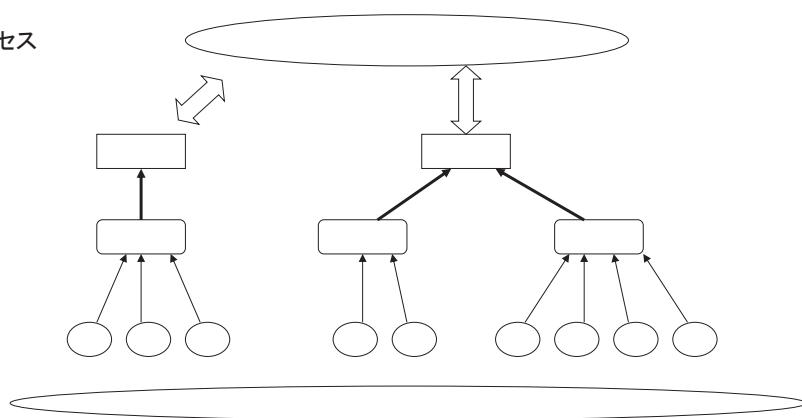
明らかにするプロセス

カテゴリー

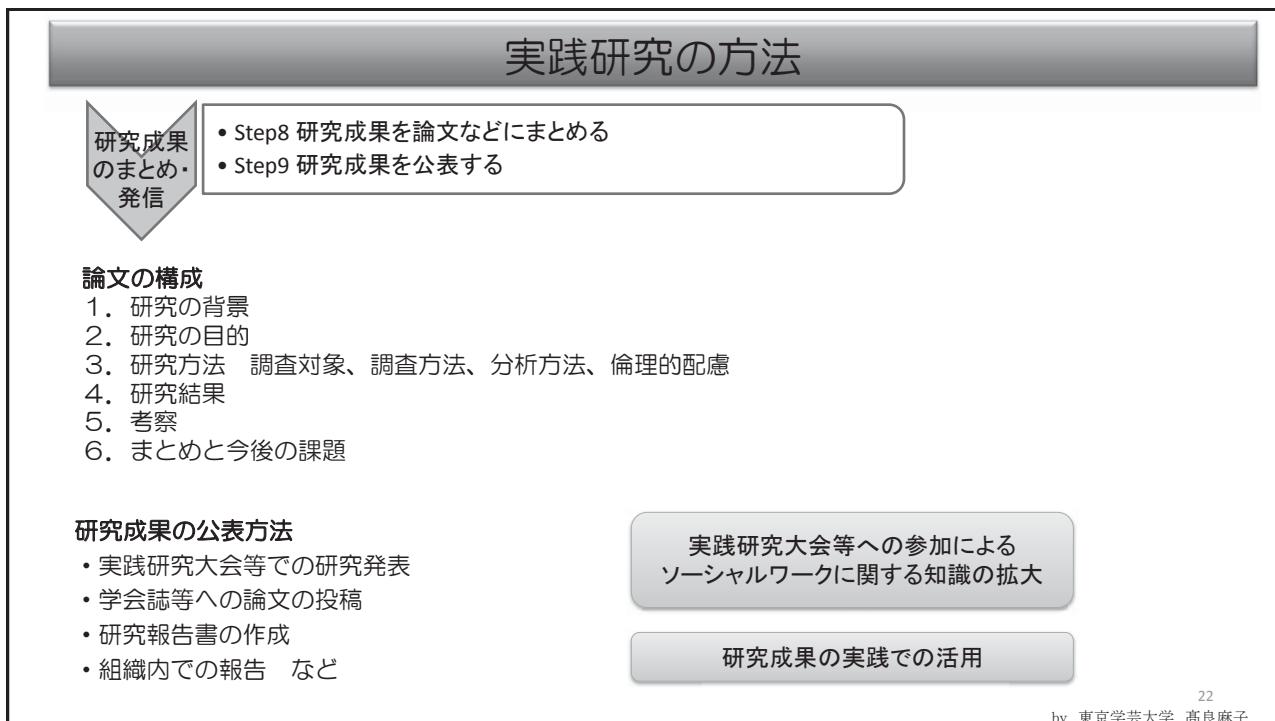
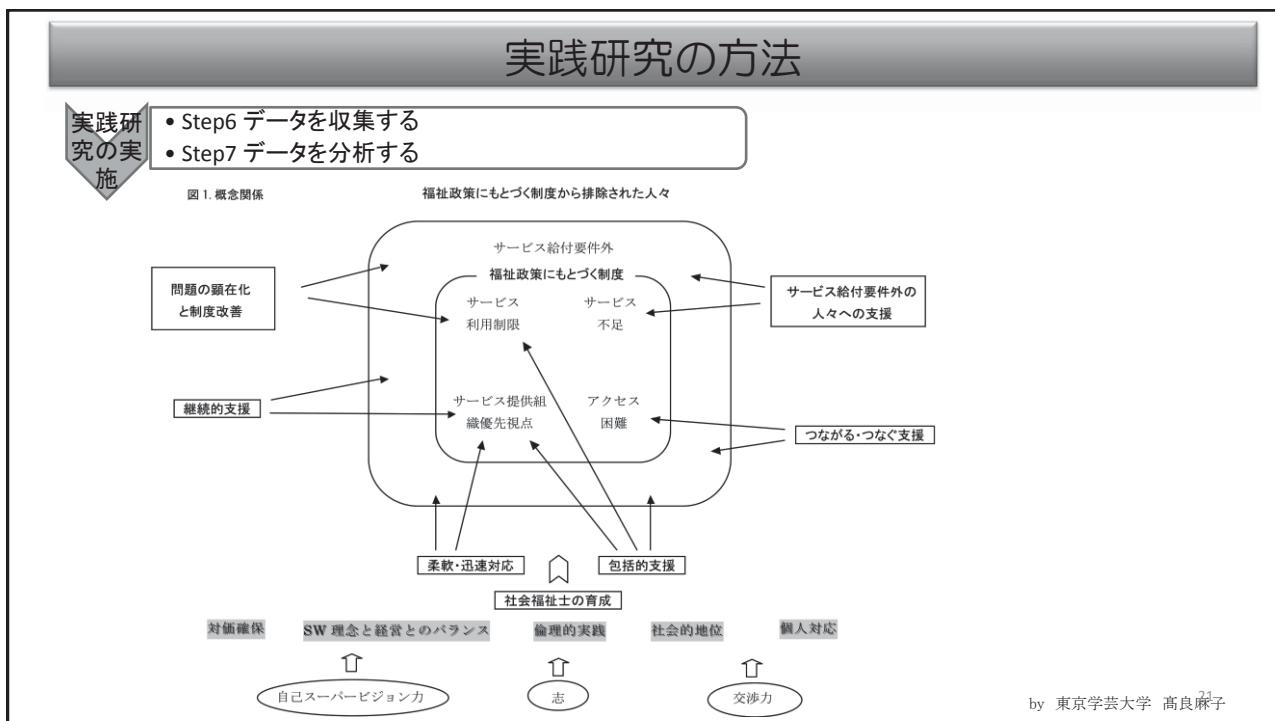
概念

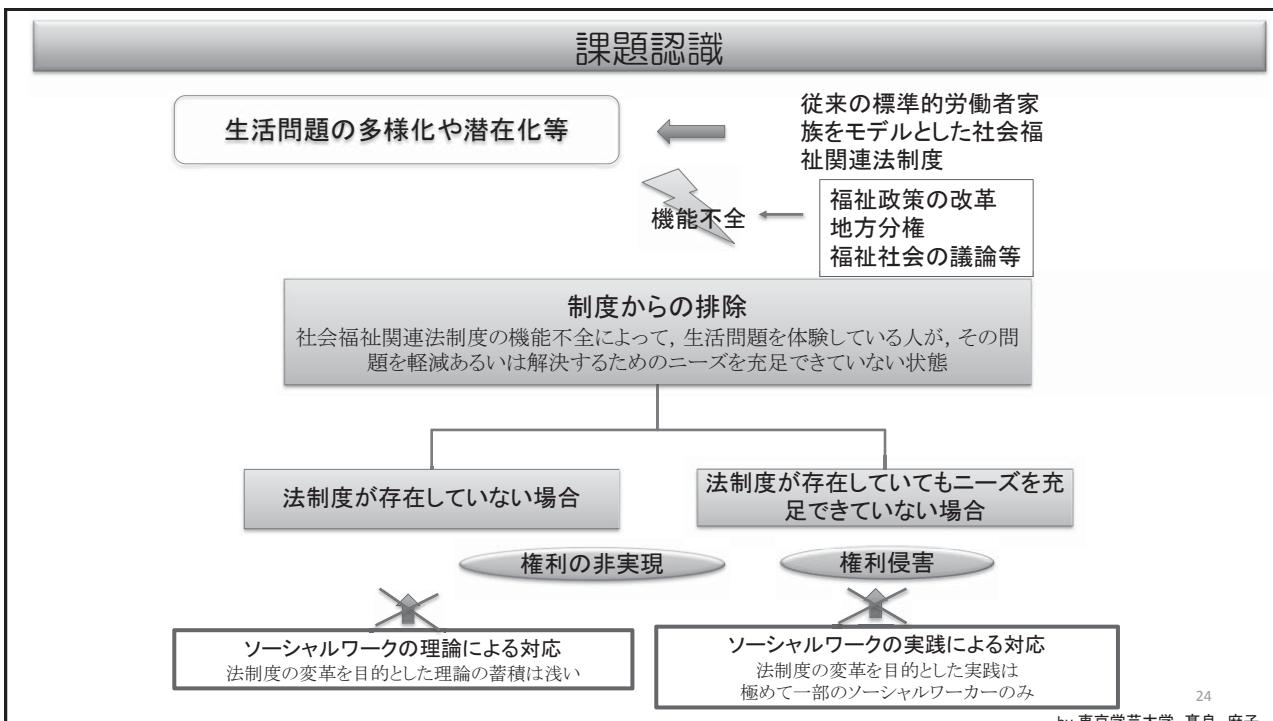
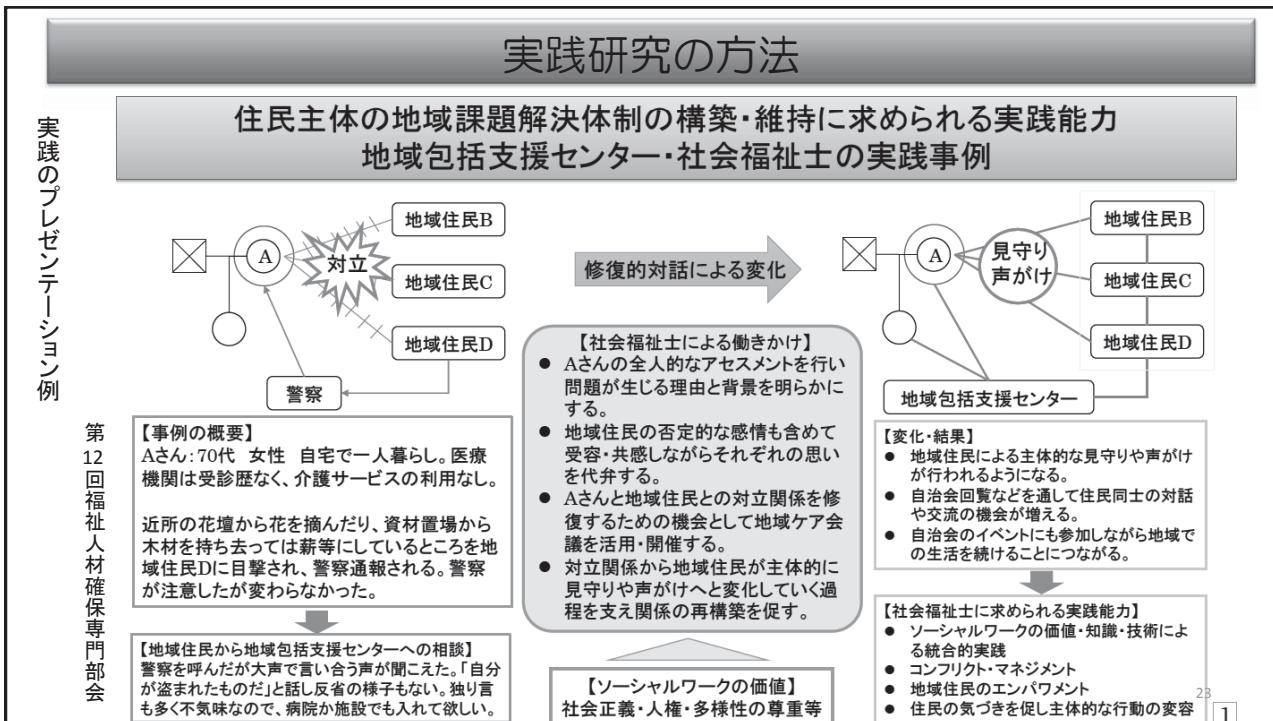
コード

データ



20
by 東京学芸大学 高良麻子





研究概要

研究目的

日本における社会変動およびニーズの変容をふまえた、制度から排除されている人びとの権利を実現するソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの実践モデルを構築すること。

ソーシャルアクションの暫定的定義

「ソーシャルアクションとは、生活問題を体験している当事者へのエンパワーメント理念にもとづいたアドボカシー機能を果たすために、政策・制度を含む構造的变化を想定し、市民、組織、立法・行政・司法機関等へ組織的に働きかけるソーシャルワークの方法である。」

研究方法:事例研究

研究対象事例

暫定的定義に該当し、かつ成果(人びとによる法制度等の社会環境に関する課題の認識、制度やサービスの改善、サービスの創設のいずれかひとつ以上と当事者のニーズの充足)が確認される社会福祉士による42の実践事例

データ収集期間:2012年～2013年(収集したデータは約2000年以降)

*本研究はJSPS科研費 23530719 の助成をうけたものです。

by 東京学芸大学 高良 麻子

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの変遷

	ソーシャルアクションの定義	位置づけ
①社会福祉 定礎期(1945-59)	孝橋正一「『社会的行動とは、社会的に望ましい目的のために世論をよびさし、立法的および行政的措置を講ずるよう計画された組織的・合法的努力である』といわれているが、…」	社会事業の一方法
②社会福祉 発展期(1960-73)	木田徹郎「ソーシャル・アクションは、従来、個人・家庭ないし地域社会を単位として考えられてきた社会福祉が、現在の巨大化した大衆社会状況を前にして、主体性を持つ全国的組織活動として存在価値を有するようになったもの、すなわち、社会福祉の大衆社会版とみることができる。」	社会福祉の一方法ないしは一機能
③社会福祉 調整期(1974-88)	定藤丈弘「既存の諸資源の改廃、制度的水準の改善、新たな諸資源の創設、あるいはそれらに伴って、時には法律、条例そのものの改廃や制定などを促す必要が生じてくる。したがってそのためには、資源の担当および統制機関(多くは行政・立法機関)に対する強力な組織的压力行動(ソーシャル・アクション)の展開が必要となる。」	コミュニティ・オーガニゼーションの機能、独自の方法
④社会福祉 転換期 (機能改革期 1989-1996)	牧里毎治「通常、社会福祉制度・サービスの新設・改善をめざして国や自治体、つまり議会や行政機関に立法的・行政的措置をとらせようとする対策行動およびその技術をソーシャル・アクションと呼んでいる。」	間接援助技術のひとつ
⑤社会福祉 転換期 (構造改革期 1997-今日)	藤井博志「…社会資源の活用、調整、開発においても解決しえないほど社会制度や社会構造などに問題要因が認められる場合、社会的に訴えかけ、制度の変容や創設、また不利益な決定手続きを生み出す権力構造の変革を目的とする社会活動(ソーシャルアクション)も必要となってくるのである。」	ソーシャルワークの一つの方法

高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版の一部

研究概要

データ収集項目

最も成果を確認したソーシャルアクションに関する、認識した法制度等の社会環境に関する課題、課題の認識状況、構造的変革を達成するための目標・手段・結果・成功要因・阻害要因、立場と役割、所用時間、成果、日頃の活動等

分析方法

佐藤郁哉(2008)による事例コード・マトリックスによる分析
Pincusら(=1980)による4つの基本的なシステムによる分析
平野(2015)の図をもとにした実践プロセスによる分析

倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針を踏まえ、東京学芸大学研究倫理委員会にて承認されている。

* 本研究はJSPS科研費 23530719 の助成を受けたものです。

by 東京学芸大学 高良 麻子

D 複数の文書間の比較

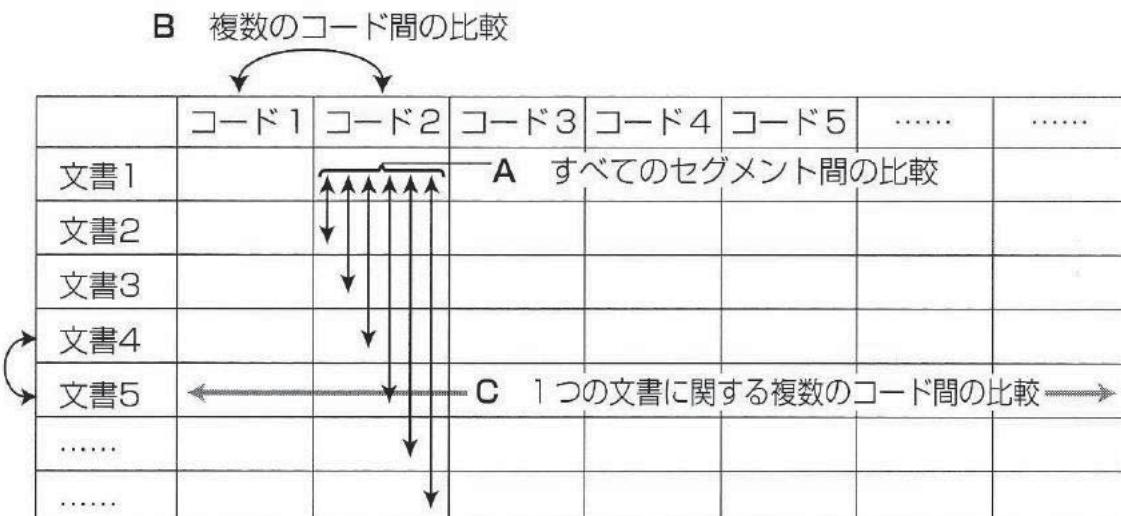
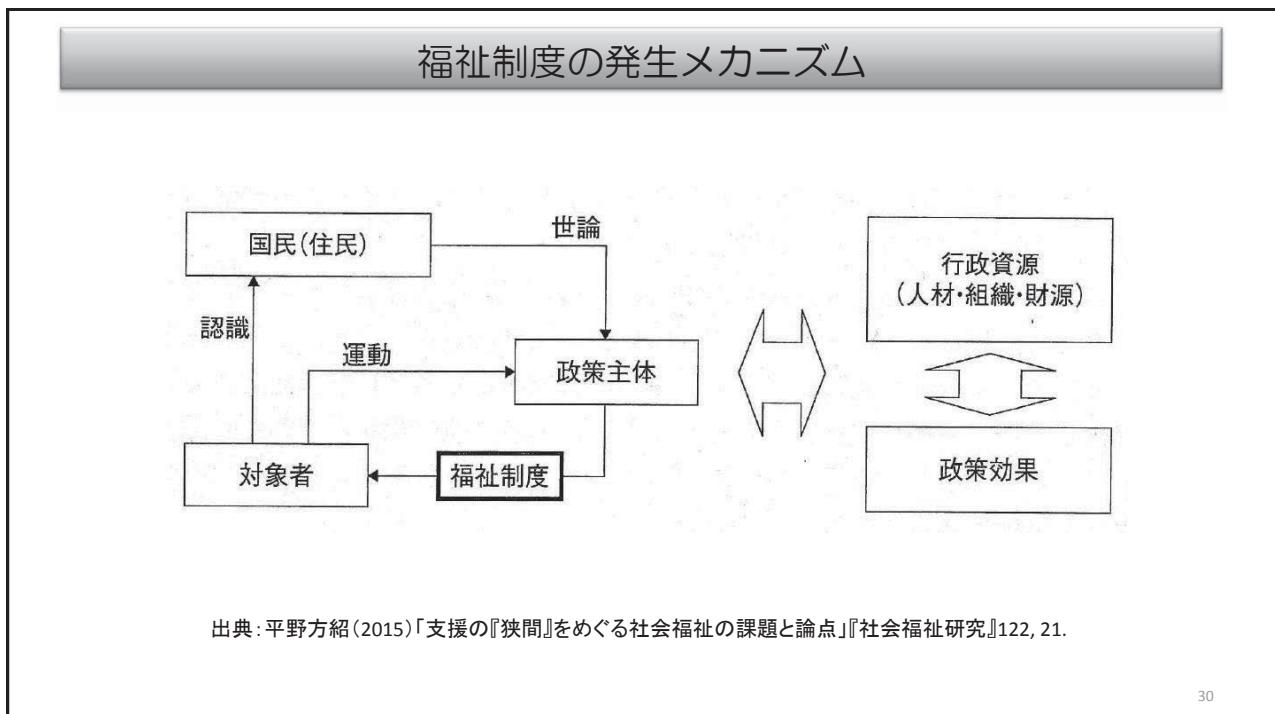


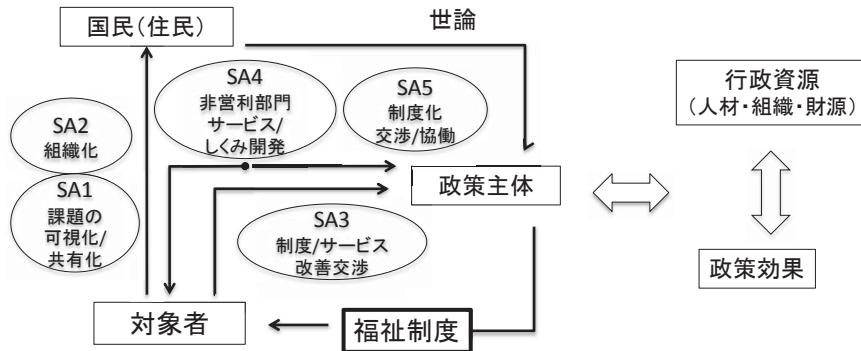
図 8・2 文書 - コード・マトリックスと多重比較

佐藤郁哉(2008)『実践質的データ入門』新曜社.³⁸

表5-2 法制度等の社会環境の課題		表5-6 実践事例のシステム				
	概念	事例	チエンジ・エージェント・システム	クライエント・システム	ターゲット・システム	アクション・システム
制度	制度の未確立	事例1 社団法人(代表)	判断能力が低下している人びと	市職員・家裁職員・市会議員	専門職・市民後見人登録者・当事者親	
	制度と実像の乖離	事例5 NPO法人(代表)	ホームレス・生活困窮者	不動産業者・大家・地域住民・市長・市議員・市会議員	ボランティア・専門職・地域住民・マスコミ・市職員	
	制度の緩削り	事例9 NPO法人(代表)	生活保護受給者	市・市職員・大家	専門職・弁護士・マスクミ	
	外国人児童生徒が学校健診をうけられない	事例12 NPO法人(代表)	障害児サービス提供者・保護者・地域住民	障害児サービス提供者・保護者・地域住民	専門職・学生ボランティア・地域の人びと	
組織	制度運営不備	事例16 個人事業所	障害児と保護者	市職員・県職員・小中高生	当事者グループ・保健師・子育て支援者・小中高生	
	福祉事務所の業務作戦の横行	事例17 個人事業所	精神障害者	市職員	専門職・元市職員	
	後見報酬支取等から市町村申立てに過剰的	事例25 市役所	高齢者	市職員・市議会議員	専門職・年金受給者・主婦・ケアマネジャー	
	官僚制の弊害	事例29 社協域包括支援センター	高齢者と障害者	町職員	包括職員・介護保険事業者・老人会・町職員	
サービスの不足	厚労省の管轄である在医療には興味なし	事例34 社会福祉協議会	障害児と保護者	障害児の保護者・社会福祉協議会・市職員・障害児施設職員	障害児の保護者・市職員・障害児施設職員・ボランティア	
	配食サービスで「公的費用を使わなくてよい場合も従来行っていたから継続	CSW事例1 社会福祉協議会	外国籍の子どもと保護者	地域住民	民生児童委員・ボランティア	
	民生児童委員の辞任増加	CSW事例2 社会福祉協議会	若い介護者	地域住民・市職員・警察・消防・介護者の会・介護保険事業者など	専門職・サービス提供者・介護者	
	発達障害等に関する相談窓口の不足	CSW事例3 社会福祉協議会	発達障害者と家族	地域住民・発達障害者と家族	専門職・市職員・地域住民のリーダー	
サービスの質の低さ	在宅生活の後見人の不足	社会福祉運動事例1	6歳以下の子ども	厚生大臣・厚生省公衆衛生局長・都県の衛生局担当者	母親・新日本医師協会・日本労働組合総評議会など	
	スクールソーシャルワーカーがソーシャルワークを習得していない	社会福祉運動事例2	障害者と家族	政府	障害者・家族・関係者	
	民生児童委員がその役割を果たしていない					
	家族が便宜的に契約行為を行い家庭の意向でサービス利用					
連携困難	成年後見制度の活用が本人の力を活かした権利擁護になっていない					
	利用者とスタッフとの上下関係の固定化					
	在宅医同士の連携不足。在宅医と中核病院との連携不足					
	個人と地域の支援は別々に取り組まれ間連して対応されていない					
予防的機能の欠如	幼児期からの継続的支持ができない					
	重複的な状況への対応ばかり					
	初動対応に追われる根本的課題解決にならない					
	相談待ちの体制や繩の目的広過ぎるネットワークではニーズが早い段階で発見できない					
態度	知的障害者は自己決定はできないと思込み					
	子どもは親が養育するものといった考え方					
	ホームレスは怖いといった偏見					
	高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル「制度からの排除」への対処』中央法規出版					29



福祉制度の発生メカニズムにおけるソーシャルアクション



出典: 平野方紹(2015)「支援の『狭間』をめぐる社会福祉の課題と論点」『社会福祉研究』122, 21の図をもとに筆者作成

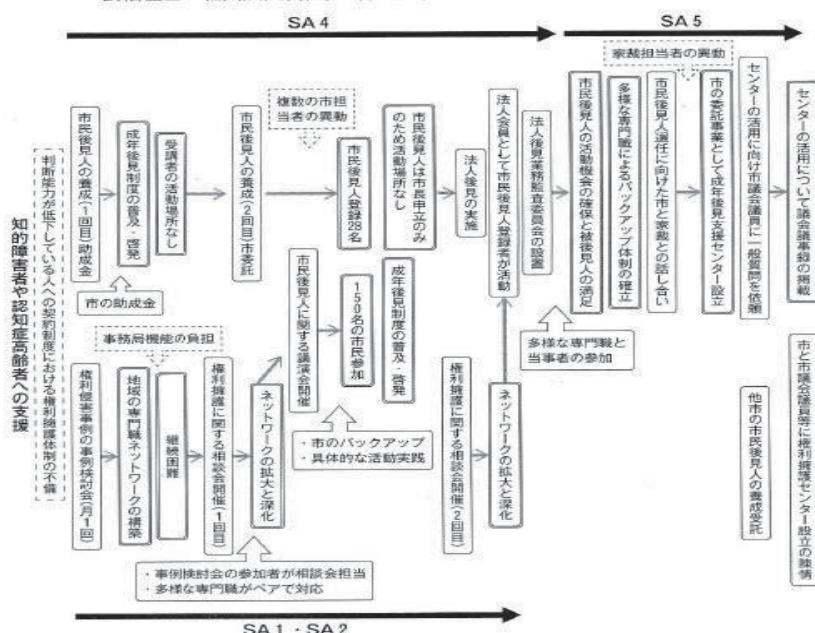
類型1:制度／サービス改善交渉型(SA1→SA2→SA3)

類型2:非営利部門サービス／しきみ開発型(SA1→SA2→SA4)

類型3:非営利部門サービス／しきみ開発・制度化交渉／協働型 SA1→SA2→SA4→SA5)

高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版³¹

図 5-10 非営利部門サービス／しきみ開発・制度化交渉／協働型事例（事例 1：独立型社会福祉士・社団法人代表）：約 2.5 年



出典: 筆者作成

高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版³²

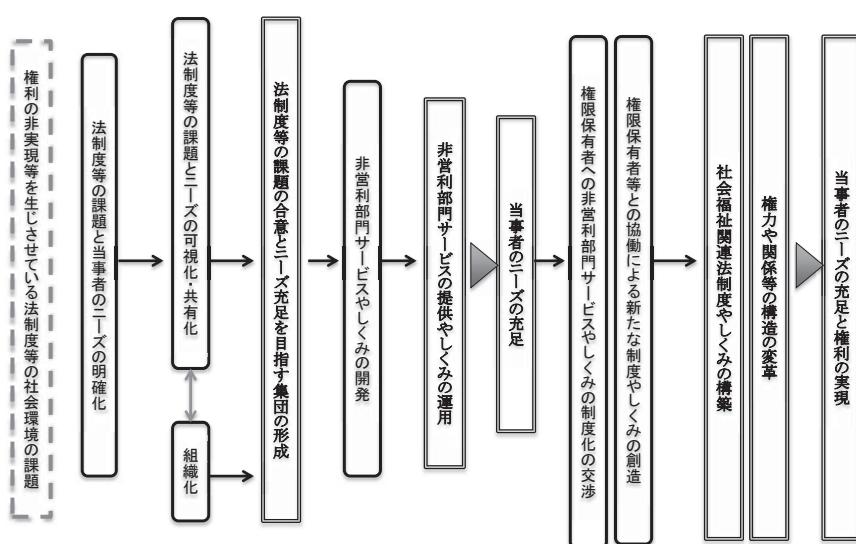
ソーシャルアクションの協働モデル

日本における社会変動やニーズの多様化および潜在化等をふまえたソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの実践モデルとは、社会福祉関連法制度の機能不全等により制度から排除されている人びとのニーズの充足と権利の実現を目的に、多様な主体の協働によって非営利部門サービスやしくみを開発し、その実績をもとに政策主体と協働しながら立法的・行政的措置の実現をめざすことで、社会的発言力の弱い当事者の声を政策に反映していくとともに、このプロセスを通して権力や関係等の構造を変革する一連の組織的かつ計画的活動であるソーシャルアクションを実践するためのモデルである。

高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版

33

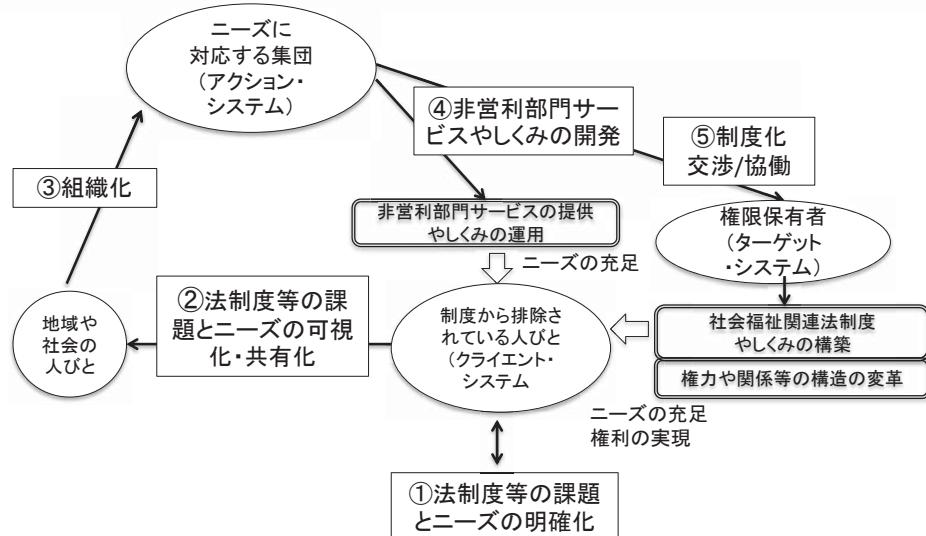
ソーシャルアクションの実践モデルのプロセス



高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデルー「制度からの排除」への対処』中央法規出版

34

ソーシャルアクションの協働モデルにおける ソーシャルワーカーによる方法・技術

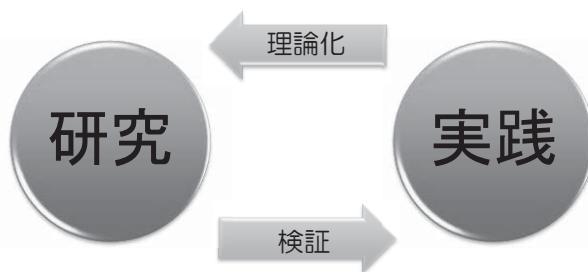


高良麻子(2017)『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル「制度からの排除」への対処』中央法規出版

35

実践研究を行うために

1. 事業評価や地域ケア会議等の日頃の業務の活用
2. 研究者との協働
3. 社会福祉士会の活動や研究事業などへの参加
4. 大学院等での勉強



36
by 東京学芸大学 高良麻子